

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1 労働者派遣の実績及びマージン率等

事業所の名称	新日本工営株式会社 本社
事業所の所在地	岩手県花巻市中根子字堂前4番地1

■ 当社 第 35 期 における労働者派遣事業の実績内訳

(令和 4 年 11 月 1 日 ~ 令和 5 年 10 月 31 日)

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当りの平均)※	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当りの平均)	マージン率 (①-②)÷①
9名	6事業所	42,423円	28,110円	33.7%

■ マージン率とは

派遣先より新日本工営株式会社に支払われる「派遣料金※」から、「派遣労働者に支払う賃金」を差し引いた残りの額が「マージン」であり、これを派遣料金で除した得られた率を「マージン率」といいます。 ※ 「派遣料金」は消費税額等を含まない金額

■ マージンに含まれる費用

福利厚生費	労働保険、社会保険料	労働保険料(労災保険・雇用保険料)、社会保険料(健康保険、介護保険、厚生年金保険)の事業主負担分
	健康の保持増進に係る費用	生活習慣予防検診(一般検診)、ストレスチェック受診費及びその他健康の保持増進に係る費用
	退職金掛金	中小企業退職金共済掛金
社用車使用費等・現場移動経費		派遣労働者の使用する社用車の使用料、維持管理費、燃料費他
会社運営費・教育訓練費		事務所管理費(労働者派遣事業に係る人件費含む)・通信費等、教育訓練費
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、福利厚生費、社用車使用費等・現場移動経費、会社運営費、教育訓練費などの必要経費を差し引いた金額

2 教育訓練に関する事項 (教育訓練方法: off-JT・OJT, 社員の費用負担: なし, 賃金の状況: 有給)

- ・技術者倫理(コンプライアンス(法令順守)、守秘義務)
- ・情報セキュリティ教育
- ・交通事故の防止と安全衛生管理等
- ・業務に係る基礎的事項の研修
- ・専門技術に関すること(当社主催のほか、専門機関による研修など) 他

3 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

- ・労使協定の締結の有無 : 有
- ・有効期間の終期 : 令和6年3月31日
- ・協定の対象となる労働者の範囲 : 全ての派遣労働者

4 キャリアコンサルティング 相談窓口連絡先

- ・本社 総務部 TEL: 0198-23-5095 / Email: snk-hanamaki@snkoei.co.jp (代表)